

京都市新型インフルエンザ等対策行動計画 (改定案)

平成 25 (2013) 年 9 月 策定
(令和〇 (〇〇) 年〇月 改定)

京 都 市

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	- 4 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	- 4 -
第1節 感染症危機を取り巻く状況	- 4 -
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	- 5 -
第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と感染症危機対応	- 6 -
第1節 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	- 6 -
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験と新型インフルエンザ等対策行動計画の改定	- 7 -
第3節 京都基本構想と市行動計画の位置づけ	- 9 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針	- 10 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	- 10 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 10 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 11 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 14 -
1 有事のシナリオの考え方	- 14 -
2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	- 14 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 17 -
1 平時の備えの整理や拡充	- 17 -
2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	- 18 -
3 基本的人権の尊重	- 19 -
4 危機管理としての特措法の性格	- 19 -
5 関係機関相互の連携協力の確保	- 19 -
6 社会福祉施設等における対応	- 20 -
7 感染症危機下の災害対応	- 20 -
8 記録の作成や保存	- 20 -
第5節 対策推進のための役割分担	- 21 -
1 国の役割	- 21 -
2 地方公共団体の役割	- 21 -
3 医療機関の役割	- 22 -
4 指定（地方）公共機関の役割	- 23 -
5 登録事業者 の役割	- 23 -
6 一般の事業者の役割	- 23 -
7 市民の役割	- 23 -
8 本市における役割分担・体制	- 24 -

第2章	新型インフルエンザ等対策の対策項目	- 29 -
1	市行動計画の主な対策項目	- 29 -
2	各対策項目の基本的な考え方	- 29 -
第3章	市行動計画の実効性を確保するための取組等	- 35 -
1	EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に ...	- 35 -
	基づく政策の推進	- 35 -
2	新型インフルエンザ等への備えの機運の維持	- 35 -
3	多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	- 35 -
4	定期的なフォローアップと必要な見直し	- 35 -
5	指定（地方）公共機関業務計画	- 36 -
第3部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 37 -
第1章	実施体制	- 37 -
第1節	準備期	- 37 -
第2節	初動期	- 39 -
第3節	対応期	- 41 -
第2章	情報収集・分析	- 43 -
第1節	準備期	- 43 -
第2節	初動期	- 45 -
第3節	対応期	- 47 -
第3章	サーベイランス	- 49 -
第1節	準備期	- 49 -
第2節	初動期	- 52 -
第3節	対応期	- 54 -
第4章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 56 -
第1節	準備期	- 56 -
第2節	初動期	- 59 -
第3節	対応期	- 61 -
第5章	水際対策	- 65 -
第1節	準備期	- 65 -
第2節	初動期	- 66 -
第3節	対応期	- 67 -
第6章	まん延防止	- 68 -
第1節	準備期	- 68 -
第2節	初動期	- 70 -
第3節	対応期	- 71 -
第7章	ワクチン	- 76 -

第1節 準備期	- 76 -
第2節 初動期	- 81 -
第3節 対応期	- 83 -
第8章 医療	- 86 -
第1節 準備期	- 86 -
第2節 初動期	- 89 -
第3節 対応期	- 91 -
第9章 治療薬・治療法	- 94 -
第1節 準備期	- 94 -
第2節 初動期	- 95 -
第3節 対応期	- 96 -
第10章 検査	- 97 -
第1節 準備期	- 97 -
第2節 初動期	- 100 -
第3節 対応期	- 102 -
第11章 保健	- 103 -
第1節 準備期	- 103 -
第2節 初動期	- 108 -
第3節 対応期	- 111 -
第12章 物資	- 117 -
第1節 準備期	- 117 -
第2節 初動期	- 118 -
第3節 対応期	- 119 -
第13章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	- 120 -
第1節 準備期	- 120 -
第2節 初動期	- 122 -
第3節 対応期	- 123 -
用語解説	- 127 -

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、人と未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、感染性が高く社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- 新型インフルエンザ等感染症
- 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

である。

第1部第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と 感染症危機対応

第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と感染症危機対応

第1節 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

特措法が制定される以前から、我が国は、新型インフルエンザに係る対策に取り組んできた。国においては、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」が作成されて以来、数次の部分的な改定が行われた。

また、平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年に新型インフルエンザ対策行動計画が改定された。併せて、新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討が重ねられ、平成24年4月に、特措法が制定された。

さらに、平成25年には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年2月7日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が作成された。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、市町村が市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されたものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うものとされた。

京都市においては、政府行動計画及び京都府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）の内容等を踏まえ、平成25年9月に京都市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定した。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験と新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には我が国でも新型コロナの感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付けることとされ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止された。

3年超にわたる特措法に基づく新型コロナ対応の経験を通じ、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となること、また、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて浮き彫りになった。

政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行われたものである。

令和5年9月から政府の新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題の整理が行われたところ、

- 平時の備えの不足
- 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- 情報発信

が主な課題として挙げられた。

第1部第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と 感染症危機対応

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

- 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

政府行動計画は、これらの目標を実現できるよう全面改定されたものであり、本市においても、同様の目的から、政府行動計画の改定内容を踏まえて、市行動計画を全面改定する。

第3節 京都基本構想と市行動計画の位置づけ

市行動計画は、本市の市政の基本方針である「京都基本構想（案）」に基づく分野別計画として位置付けられる。

市行動計画における「本市がめざすまちの姿」は、「京都基本構想（案）」がめざすまちとして掲げる「自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち」のうち、「災害や感染症などの危機からしなやかに立ち直る」まちのすがたであり、その実現のため、次ページ以降の第2部の基本方針に基づき、取組を着実に進めていく。

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民の社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。令和6年7月に改定された政府行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

政府行動計画においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、以下の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしており、市行動計画における対策の構成もこれを踏まえたものとする。（具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等をいう。以下同じ。）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

（以下、政府行動計画第2部第1章第2節から引用）

- 発生前の段階（準備期）では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活及び国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、都道府県や関係省庁が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、国民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケットなど、季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。（引用終了）

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の(1)から(4)までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- (4) 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策が長期化した場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容を記載する。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、1の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう表1のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

表 1 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期		有事のシナリオ
初動期 (A)		本市は、感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期 (B)	本市は、政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。 なお、この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始する。 この場合は、検査・診療により感染拡大防止を図ることができると可能性があることに留意する。
	病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)	本市は、感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)	本市は、ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)	本市は、最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

本市は、特措法及びその他の法令、並びに市行動計画に基づき、国、府、市町村又は指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに政府として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備やリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) 負担軽減や情報の有効活用、国と地方公共団体の連携等のための DX の推進や人材育成等

国との連携のもと、保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と地方公共団体の連携の円滑化等を図るための DX の推進や人材育成等、複数の対策項目に共通する視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び市民の社会経済活動への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には京都府感染症予防計画（以下「予防計画」という。）に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、感染拡大のスピードやピークを医療提供体制で対応できるレベルに抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や市民の社会経済活動等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、国等が定める指標も踏まえた上で、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(4) 対策項目ごとの時期区分

対策の切替え時期については、柔軟な対応が可能となるよう、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有によ

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

り、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。特措法による要請や行動制限、感染対策等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、適切かつ柔軟に緩和を検討する。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

京都市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本市対策本部」という。）は、政府対策本部、京都府新型インフルエンザ等対策本部（以下「府対策

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

本部」という。)、及び市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

関係機関相互の連携協力について必要がある場合には、本市は府に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。特に必要がある場合は、府を通じて国に対して総合調整を行うよう要請する。

6 社会福祉施設等における対応

国は、対応期において、都道府県や保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請することとしている。

社会福祉施設は、子ども、高齢者、障害者など幅広い利用者の生活を支えており、また、家族の就労・就学等の面からも、必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要である。

そのため、社会福祉施設に必要となる医療提供体制や病院・施設における感染対策等について、本市や関係機関は、平時から連携し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、本市は、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進めるとともに、避難所施設の確保等を進める。また、本市は、国、府、市町村等と連携して、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、本市は国、府、市町村等と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、本市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及びこれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

(1) 府の役割

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關する確な判断と対応が求められる。

そのため、府は、平時において、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関との間で検査等措置協定を締結し、検査体制を構築することをはじめ、保健所体制の整備、宿泊療養の実施体制等、感染症有事に必要なとなる体制について計画的に準備を行う。

また、有事には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、府が、京都府感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、関係機関等と予防計画や保健医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

(2) 本市を含む市町村の役割

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

さらに、保健所設置市である本市は、感染症法上のまん延防止に關し、府に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

このため、本市は、平時から府とまん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携体制を構築しておく。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、地域における医療提供体制の確保のため、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、府からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

7 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとと

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

もに、日ごろからの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等をいう。以下同じ。）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

8 本市における役割分担・体制

本市は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、京都市感染症発生動向調査事業実施要綱に基づき、国や医療機関等から得られた情報を収集・分析するとともに、関係各局区等が連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討し、発生時に即応できるよう事前の準備を進める。

府内で新型インフルエンザ等の発生の疑いが把握された場合には、その段階に応じて対策本部等を設置し、国や府等の関係機関や事業者と連携協力して、必要な対策を実施する。

新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が設置された場合は、府において府対策本部が設置されるため、市においても感染状況等を踏まえて市長を本部長とする本市対策本部を設置すること等により、政府対策本部が定める基本的対処方針を基本としつつ、適切な対策を実施する。

必要に応じて、感染症の専門家に会議への出席を求め、意見を聴取し、適切な対応を図る。また、府対策本部会議に参加し、積極的な情報共有を図る。また、指定（地方）公共機関とも情報・意見交換を行い、密接に連携する。

なお、市行動計画の改定にあたっては、有識者等から意見聴取を行う。

(1) 保健福祉局による情報収集・分析

ア 実施根拠

厚生労働省の「感染症発生動向調査事業実施要綱」及び本市の「京都市感染症発生動向調査事業実施要綱」

イ 役割

新型インフルエンザ等の発生前である平時から、国や医療機関等からの情報を収集・分析して市民等に情報発信

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

(2) 京都市保健所感染症対策本部

ア 設置基準・根拠

京都市保健所健康危機対処計画の規定により、

- ① 京都市新型インフルエンザ等対策本部又は京都市感染症緊急対策本部が設置された場合、又はその見込みがある場合、
- ② 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表があった場合、又はその見込みがある場合、
- ③ 一類感染症、二類感染症等患者が市内で発生した場合、
- ④ 過去5年間と比較し特異的に感染事例が多く全市的な対応が必要であると保健所長が判断した場合

イ 役割

対策本部との連携、健康危機に適切に対応するための保健所内における情報共有、対応方針決定等

ウ 構成員

本部長：保健所長 副本部長：医療衛生推進室長

本部員：衛生環境研究所長、医療衛生センター長、医療衛生企画課長、健康危機対策担当課長等

エ 事務局

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

(3) 京都市新型インフルエンザ等警戒本部（市警戒本部）

ア 設置基準

新型インフルエンザ等の発生の疑いが府内で把握されたとき、または新型インフルエンザ等の発生が国内で確認されたとき。

イ 役割

新型インフルエンザ等警戒本部会議を開催し、関係各局区との情報の共有、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制の整備等を行う。

ウ 構成員

本部長：危機管理監

副本部長：健康長寿のまち・京都推進担当局長

本部員：行財政局防災危機管理室長、産業観光局農林振興室長、保健福祉局医療衛生推進室長、各局区等の（防災）担当部長及び各区の副区長

エ 事務局

行財政局防災危機管理室及び保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

(4) 京都市感染症緊急対策本部

ア 設置基準・根拠

京都市感染症健康危機管理実施要綱の規定により、

- ① 市内で一類感染症、二類感染症（結核除く）、新感染症、新型インフルエンザ等感染症等の患者が発生した場合、
- ② 二類感染症（結核のみ）、三類感染症、四類感染症又は五類感染症のこれまでにない急激な感染拡大等により個別対策が必要となる場合
ただし、京都市危機管理本部又は京都市新型インフルエンザ等対策本部が既に設置されている場合はこの限りでない。

イ 役割

全市的な対応方針等の重要事項の決定や必要な情報共有等

ウ 構成員

本部長：市長 副本部長：主管副市長

本部員：京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長、保健所長、
主管副市長が指名する区長等

エ 事務局

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

(5) 京都市新型インフルエンザ等対策本部（本市対策本部）

ア 設置基準

国が政府対策本部を設置した場合、本市は直ちに特措法に基づかない任意の本市対策本部を設置する。なお、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った時点で、特措法第34条第1項に基づく本市対策本部の位置付けに移行する。

イ 役割

新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、市内の発生状況等の情報収集や国、府、関係機関をはじめ、各局区等の連絡調整等を行う。

ウ 構成員

本部長：市長 副本部長：副市長

本部員：危機管理監、各局区等の長及び本部長が必要と認める職員

エ 事務局

行財政局防災危機管理室及び保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び
実施に関する基本的な考え方等

(6) 京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議

ア 設置基準・根拠

特措法第8条第7項及び第8項、京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議開催要項の規定による。

イ 役割

市行動計画の策定や変更について意見を述べる。

ウ 構成員

感染症に関する専門的な知識を有する者やその他の学識経験者及び関係者

エ 事務局

行財政局防災危機管理室及び保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び
実施に関する基本的な考え方等

表1 対策本部等の設置基準

発生地域 \ 段階	疑い	発生		
	発生の疑いが把握されたとき	発生が確認されたとき	国が政府対策本部を設置 又は 緊急事態宣言が発令されたとき	
海外	—	—	本市対策本部・	
国内		市警戒本部 保健所感染症対策本部		
府内	市警戒本部	感染症緊急対策本部・		
市内				

※ 保健福祉局による情報収集・分析は、平時・有事に関わらず実施

※ 保健所感染症対策本部は、保健所内の情報共有等が目的のため、他の会議の設置後も継続

表2 対策本部等の組織構成

	保健所感染症 対策本部	市警戒本部	感染症緊急 対策本部	本市対策本部
本部長	保健所長	危機管理監	市長	市長
副本部長	医療衛生推進 室長	健康長寿のま ち・京都推進 担当局長	主管副市長	副市長
本部員等	衛生環境研究 所長等	各局防災担当 部長等	各局長 保健所長等	危機管理監 各局区等の長 等

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

1 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画や府行動計画と同様に、以下の13項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・分析
- (3) サーベイランス
- (4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (5) 水際対策
- (6) まん延防止
- (7) ワクチン
- (8) 医療
- (9) 治療薬・治療法
- (10) 検査
- (11) 保健
- (12) 物資
- (13) 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

2 各対策項目の基本的な考え方

市行動計画の主な対策項目である13項目は、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す(1)から(13)までのそれぞれの対策項目の基本的な考え方を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

(1) 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響を及ぼすことから、市全体の危機管理の問題として取り組む必要があり、国、地方公共団体、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、本市は、平時から関係機関との連携体制を構築するとともに、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

また、有事には、平時に構築した連携体制等を活かして迅速に情報収集・分析とリスク評価を行い、本市対策本部において対応方針を決定する。

(2) 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び市民の社会経済活動との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析を行うことが重要である。

そのため、本市は、平時から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備する。

また、有事には、国及び JIHS が行う新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、国内での発生状況、臨床像に関する情報についての分析に加え、市内の発生状況、市民生活及び市民の社会経済活動に関する情報を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげる。

(3) サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、本市は、平時から感染症の発生動向の把握等のサーベイランスを実施する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、国の症例定義に基づく疑似症サーベイランス、患者の全数把握等、必要に応じた有事のサーベイランスを実施する。

(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、本市、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

そのため、本市は、平時から市民等の感染症に対する理解を深めるための情報提供等を行う。

また、有事には、相談窓口等を通じて市民等の感染症に対する意識を把握した上で、必要とされる正確な情報を提供する。

(5) 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制の確保等、感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保することが重要である。

そのため、本市は、平時から検疫所等、関係機関との連携を強化するとともに、国や府等が実施する水際対策について、必要な協力を行う。

(6) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を最小化するためには、適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

そのため、本市は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行うことができるとともに、府に対して緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとしていたり、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、府に対して必要な要請を機動的に行う。

また、本市、近隣府県及び関西広域連合は、感染拡大を可能な限り抑制し、社会機能の維持を図るため、必要に応じ、相互に連携して、府県

の行政区域を超えた広域的なまん延防止対策をとるよう努めるものとする。

(7) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、本市は、医療機関や事業者、関係団体等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討する。

また、有事には、平時に検討した接種体制等に基づき、関係機関が連携して、迅速に接種を実施できる体制を構築する。

(8) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

そのため、本市は、平時から、有事に感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するため、予防計画等に基づき、府と連携して、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。

また、有事には、府と連携して、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

(9) 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

そのため、府は、国と連携し、平時から抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。

また、有事には、府は、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等が、国及び JIHS が示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できる

よう医療機関等に情報提供・共有するため、必要に応じ、本市は府と連携して、治療薬の適切な流通・使用に関する要請等を行う。

(10) 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

そのため、本市は、平時から衛生環境研究所における検査体制の整備を行うとともに、京都府保健環境研究所との連携や民間検査会社等との検査等措置協定に基づき、計画的に検査体制を整備する。

また、有事には、衛生環境研究所等を中心とした早期の検査体制の立上げを行うとともに、病原体の性状や検査の特性等を踏まえて国が示す検査実施の方針に基づき、検査体制の拡充等を図る。

(11) 保健

新型インフルエンザ等が発生した場合、本市は、市内の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民等の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、保健所及び衛生環境研究所は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向を把握する等の重要な役割を担うが、感染が拡大した場合には、その業務負担の急増が想定される。

そのため、本市は、平時から、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化に取り組む。

また、有事には、本市は、必要に応じて本庁等からの応援職員の派遣、府や市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、衛生環境研究所の検査体制を速やかに立ち上げる。

(12) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐ必要があり、感染症対策物資等が十分に確保されるよう対策を講じることが重要である。

そのため、本市は、平時から、市行動計画等に基づき、必要な感染症対策物資等を備蓄等する。

(13) 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため、本市は、平時から、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

また、有事には、本市は、府と連携して、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民の社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。

また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

1 EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に 基づく政策の推進

市行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

2 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

3 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応においても、訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。本市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

4 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、感染症法に基づく予防計画や医療法に基づく保健医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画等について必要な見直しを行うことが重要である。

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医

療計画をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講じるものとしており、政府行動計画が改定された場合には、必要に応じて府及び本市においても行動計画の見直しを行う。

5 指定（地方）公共機関業務計画

指定（地方）公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果やDXの推進やテレワークの普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、府、本市、市町村及び各関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

2 所要の対応

1-1. 行動計画等の作成

本市は、特措法の規定に基づき、市行動計画を作成し、必要に応じて変更する。また、市行動計画に基づき、各種マニュアル等を作成し、必要に応じて変更する。

本市は、市行動計画を作成又は変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。（行財政局、保健福祉局、関係各局）

1-2. 実践的な訓練の実施

本市は、政府行動計画及び府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（行財政局、保健福祉局、関係各局）

1-3. 体制整備・強化

- (1) 本市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更する。（全局区等）
- (2) 本市は、新型インフルエンザ等発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修等を通して体制を整備する。（行財政局、保健福祉局）
- (3) 本市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。特に保健所設置市である本市は、国やJIHS、府の研修等を積極的に活

第3部第1章 実施体制（準備期）

用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や衛生環境研究所等の人材の確保や育成に努める。（行財政局、保健福祉局、関係各局）

1-4. 関係機関との連携の強化

- (1) 本市は、国、府、指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認を行う。
（行財政局、保健福祉局、関係各局）
- (2) 本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
（行財政局、保健福祉局、関係各局）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、本市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

医療機関等と連携して平時から実施している感染症発生動向調査や、国や府から情報提供を受けるなど、府内で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを把握した場合、本市は、危機管理監を本部長とする新型インフルエンザ等警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するとともに、本部長を座長とした新型インフルエンザ等警戒本部会議（以下「警戒本部会議」という。）を開催し、各局区との情報の共有及び新型インフルエンザ等の発生に備えた体制の整備等を行う。また、本市は、海外の状況に基づき、指定感染症に指定される前から、医療機関等に対して情報提供することを検討する。（行財政局、保健福祉局、関係各局）

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

(1) 国が政府対策本部を設置した場合、本市は直ちに特措法に基づかない任意の本市対策本部を設置することとし、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った時点で、特措法に基づく本市対策本部と位置付ける。

なお、任意で設置する本市対策本部の組織及び職務等については、特措法及び京都市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という。）に準ずるものとする。

また、本市対策本部の設置に伴い、本市対策本部会議を開催するとともに、迅速かつ機動的な対応を図るため、副市長を幹事長、危機管理監及び各局区等の長等を幹事とする新型インフルエンザ等対策幹事会を設置、開催する。なお必要に応じて、関係局区等連絡調整会議を開催する。

本市対策本部の主要所掌事務は、特措法及び条例によるほか、以下のとおり定める。（行財政局、保健福祉局、関係各局）

ア 新型インフルエンザ等の対策に係る総合企画及び総合調整（実態把握、まん延防止策、広報啓発等）に関すること。

イ 情報の収集、分析、共有に関すること。

第3部第1章 実施体制（初動期）

- ウ 国、府、他自治体、関係機関等への総括的な応援要請及び連絡調整に関すること
- エ 各部等との連絡調整に関すること。
- オ 各区対策本部の総合調整に関すること。
- カ 本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。
- キ 感染状況等の取りまとめ、記録等に関すること。

(2) 本市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、優先度の低い業務は積極的に縮小・延期し、感染症対応職員への配置転換を行う等、全庁的な対応を進める。（行財政局、保健福祉局、全局区等）

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

本市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。（行財政局、保健福祉局、関係各局）

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が終息するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、本市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民の社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

本市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

- (1) 本市は、市内の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備した上で、保健所や衛生環境研究所をはじめとする関係各局区等の収集した情報とリスク評価を踏まえて、市内の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、必要な人員体制となるよう、優先度の低い業務は積極的に縮小・延期し、感染症対応職員への配置転換を進める等、初動期に引き続き全庁的な対応を行う。（行財政局、保健福祉局、全局区等）
- (3) 本市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。（行財政局、関係各局）

3-1-2. 府による総合調整

本市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、特措法に基づき、府が総合調整を行う場合には、当該総合調整に基づき、市域に係る新型インフルエンザ等対策を実施する。（行財政局、保健福祉局）

3-1-3. 職員の派遣・応援への対応

- (1) 本市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の

第3部第1章 実施体制（対応期）

事務を行うことができなくなると認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。（保健福祉局、関係各局）

- (2) 本市は、市域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府に対して応援を求める。（保健福祉局、関係各局）

3-1-4. 必要な財政上の措置

本市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。（行財政局、関係各局）

3-2. 緊急事態宣言への対応

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超え、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

本市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに本市対策本部を設置する。

本市は、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。（行財政局、保健福祉局）

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止することとしている。

本市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく本市対策本部を廃止する。（行財政局、保健福祉局）

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

1 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」で具体的に記載する。

2 所要の対応

1-1. 実施体制

- (1) 本市は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。（保健福祉局）
- (2) 保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症対策に必要な情報の収集・公表、疫学的な調査及び研究を、衛生環境研究所等との連携の下に進める。（保健福祉局）
- (3) 衛生環境研究所等においては、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、JIHS や他の地方衛生研究所、検疫所、府の関係部局及び保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表の業務を行う。（保健福祉局）

1-2. 訓練

本市は、国や府、JIHS 等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。（保健福祉局）

1-3. 人員の確保

本市は、国や府、JIHS 等と連携し、情報収集・分析を担う人材の育成に努めるとともに、有事に必要な人員規模等についての検討を行う。（保健福祉局）

第3部第2章 情報収集・分析（準備期）

1-4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

本市は、国及びJIHSが行う、情報入力自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXの推進に協力する。

また、医師が本市に対して発生届をはじめとする届出等を行う場合には、電磁的方法により行うよう周知を図る。（保健福祉局）

1-5. 情報漏えい等への対策

本市は、公表前の国内の疫学情報及び感染症の特徴や病原体の性状に関する情報、並びに個人情報漏えいしないよう十分留意する。（保健福祉局）

第2節 初動期

1 目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要がある。

国は、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行うこととしており、本市は、必要に応じてこれに協力するとともに、準備期に構築した体制により、市内の新型インフルエンザ等に係る情報の収集・分析を行う。

2 所要の対応

2-1. 実施体制

本市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに保健所、衛生環境研究所、本庁等において必要な体制を確立する。（保健福祉局）

2-2. リスク評価

2-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

- (1) 国及びJIHSは、新たな感染症の特徴や病原体の性状、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行うこととしている。リスク評価に当たっては、都道府県等や国際機関、研究機関、在外公館、検疫所等からの情報、学術論文等の情報、現地での派遣調査による情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施することとしており、本市は、必要に応じて、これに協力する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、国及びJIHSが行うリスク評価等を踏まえ、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。（保健福祉局）

2-2-2. リスク評価体制の強化

国及びJIHSは、都道府県等と連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うため、感染症インテリジェンス体制を強化し、継続的にリスク評価を実施することとしており、本市はこれに協力する。（保健福祉局）

第3部第2章 情報収集・分析（初動期）

2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

本市は、国及び JIHS と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。（保健福祉局）

2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

国は、新たな感染症が発生した場合は、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、都道府県等に共有することとしており、本市は当該情報や対策について関係機関に共有するとともに、ホームページや SNS、市民しんぶん、マスメディア等により市民等に迅速かつ分かりやすく提供・共有する。情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（総合企画局、行財政局、保健福祉局、関係各局）

第3節 対応期

1 目的

国は、情報収集・分析を継続し、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と国民生活及び国民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施することとしており、本市は、必要に応じてこれに協力するとともに、引き続き、市内の新型インフルエンザ等に係る情報の収集・分析を行う。

2 所要の対応

3-1. 実施体制

本市は、初動期における体制を維持しつつ、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。（保健福祉局）

3-2. リスク評価

3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

本市は、国及びJIHSが行う新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、国内での発生状況、臨床像に関する情報についての分析に加え、市内の発生状況等を踏まえて、包括的なリスク評価を行う。

この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。（保健福祉局）

3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

- (1) 本市は、国が示す方針も踏まえながら、市内の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。（保健福祉局）
- (2) 国は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について都道府県等に提供することとしており、本市は、当該分析結果について、市民等に分かりやすく提供・共有する。（総合企画局、行財政局、保健福祉局）

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

本市は、国及びJIHSと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。（保健福祉局）

3-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

国は、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、都道府県等に共有することとしており、本市は当該情報や対策について関係機関に共有するとともに、ホームページやSNS、市民しんぶん、マスメディア等により市民等に迅速かつ分かりやすく提供・共有する。情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（総合企画局、行財政局、保健福祉局、関係各局）

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

1 目的

市行動計画の「サーベイランス」とは、新型インフルエンザ等の発生時に、患者の発生動向や海外からの病原体の流入状況など、公衆衛生対策上の意思決定に資する情報を、体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析する取組等をいう。

本市は、準備期においては、国が行う感染症サーベイランスの実施体制の構築、システム等の整備への協力を通じて、感染症有事の発生を早期に探知し、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことができる体制を整備する。

2 所要の対応

1-1. 実施体制

- (1) 国は、指定届出機関からの患者報告や、JIHS や地方衛生研究所等からの病原体の検出状況、ゲノム情報等の報告がなされる体制を整備することとしており、本市は、これに協力する。（保健福祉局）
- (2) 国は、都道府県等からの報告と JIHS によるリスク評価に基づき、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行うこととしており、本市は、これに協力する。（保健福祉局）
- (3) 本市は、国及び JIHS の技術的な指導及び支援を受け、平時から感染症サーベイランスに係る体制整備や人材育成を図る。（保健福祉局）
- (4) 本市は、感染症危機対応時における、業務量の大幅な増加に備え、平時から速やかに体制を拡大できるよう準備を行う。

1-2. 平時に行う感染症サーベイランス

- (1) 本市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。

また本市は、国が JIHS 等と連携して行う下水サーベイランス等の患者からの直接的な検体採取を伴わないサーベイランスについて、必要に応じて、これに協力する。（保健福祉局）

- (2) 本市は、JIHS 等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活

第3部第3章 サーベイランス（準備期）

用し、発生状況について共有する。（保健福祉局）

- (3) 本市は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。（産業観光局、環境政策局、保健福祉局）

- (4) 本市は、国及び JIHS 等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランスによる新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を行う。（保健福祉局）

1-3. 人材育成及び研修の実施

本市は、国が実施する担当者研修への参加等を通じて、感染症サーベイランスに関係する人材の育成・確保を図る。（保健福祉局）

1-4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

国及び JIHS は、平時から、感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、DX を推進することとしており、本市は、必要に応じて、これに協力する。

また、国は、都道府県等における効果的な感染症対策の実施に資するよう、定期的に感染症サーベイランスシステム等のシステムの改善を行うこととしており、本市は、必要に応じて、これに協力する。

本市は、平時より、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届及び退院等の届出を促進する。（保健福祉局）

1-5. 分析結果の共有

本市は、国や JIHS 等から感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果の共有があった場合には、分析結果に基づく正確な情報をホームページ等で市民等に分かりやすく提供・共有する。

なお、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（保健福祉局）

第3部第3章 サーベイランス（初動期）

第2節 初動期

1 目的

国内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2 所要の対応

2-1. 実施体制

本市は、新型インフルエンザ等の発生時に国が JIHS と連携して行う、初期段階のリスク評価に基づいた有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行についての判断に基づき、実施体制の整備を進める。（保健福祉局）

2-2. リスク評価

2-2-1. 有事の感染症サーベイランスの開始

- (1) 本市は、国及び JIHS 等と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症患者の把握のため、国が定める疑似症の症例定義に基づき、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、国及び JIHS 等と連携し、新型インフルエンザ等の患者の全数把握をはじめとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等を迅速かつ的確に把握する。（保健福祉局）
- (3) 本市は、国及び JIHS 等と連携し、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。（保健福祉局）
- (4) 本市は、衛生環境研究所等において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体の亜型等の同定を行う。（保健福祉局）

2-2-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

本市は、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえて国及び JIHS が行う初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。（保健福祉局）

2-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

本市は、国から発生状況や感染症の特徴、病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報等について共有があった場合には、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、ホームページ等で市民等に迅速に提供・共有する。

なお、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（総合企画局、行財政局、保健福祉局）

第3節 対応期

1 目的

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像や治療効果、市民等の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

2 所要の対応

3-1. 実施体制

本市は、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、リスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国が行う感染症サーベイランスの実施方法の見直しを踏まえて、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。（保健福祉局）

3-2. リスク評価

3-2-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

- (1) 国は、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、感染症指定医療機関に退院等の届出の提出を求めることとしており、本市は、これに協力する。（保健福祉局）
- (2) 国は、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施することとしており、本市は、これに協力する。（保健福祉局）
- (3) 国は、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行を実施することとしており、本市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、市内の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスの実施を検討する。（保健福祉局）

3-2-2. リスク評価に基づくサーベイランス手法の検討及び実施

国は、JIHS と連携し、感染症の特徴及び流行状況を踏まえたリスク評価に基づき、全国的な感染症サーベイランスの強化の必要性、感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化等の必要性の評価等を行い、必要な対応や見直しを実施することとしており、本市は、国の方針を踏まえて対応する。（保健福祉局）

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

国は、都道府県等及び JIHS と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施するとともに、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替えることとしており、本市は国の方針を踏まえて対応する。（保健福祉局）

3-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

本市は、国から発生状況や感染症の特徴、病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報等について共有があった場合には、市民等に新型インフルエンザ等の発生状況等について迅速に提供・共有する。

特に、新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて、ホームページ等で市民等に分かりやすく情報を提供・共有する。

なお、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（総合企画局、行財政局、保健福祉局）

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国や市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいた、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

2 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

本市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や大学・学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係各局等と連携し、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。（総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局、教育委員会、関係各局）

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

本市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える要因となる等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国や府、本市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。（文化市民局、保健福祉局、関係各局）

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

本市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいた市民等に対するきめ細かいリスクコミュニケーションにより、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（保健福祉局、関係各局）

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

本市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- (1) 本市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について検討する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について検討する。（総合企画局、産業観光局、保健福祉局、関係各局）
- (2) 本市として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、定例的な記者会見等を担当する広報担当者を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係各局がワンボイスで行う迅速な情報提供・共有の方法等を検討する。（総合企画局、行財政局、保健福祉局）

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- (1) 本市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいた市民等に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、国による偽・誤情報の拡散状況等のモニタリング結果等も踏まえ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を検討し、必要な体制を整備する。（保健福祉局、関係各局）
- (2) 本市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、相談窓口（専用コールセンター等）を設置できるよう準備するとともに、人権に関する困りごとについて市民が相談できる機会を提供できるよう準備する。（文化市民局、保健福祉局、関係各局）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいた、きめ細かいリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

本市は、国や JIHS 等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (1) 本市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

（総合企画局、産業観光局、保健福祉局、関係各局）

- (2) 本市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて、関係省庁、地方公共団体、指定（地方）公共機関の情報等について総覧できるウ

ウェブページを本市ホームページ上に作成する。（総合企画局、行財政局、保健福祉局）

- (3) 本市は、府と連携し、市内の各学校等に対して、発生国に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知を要請する。（総合企画局、保健福祉局、教育委員会）

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、国による SNS の動向把握や本市のコールセンター等に寄せられた意見等通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づく、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを行うよう努める。（保健福祉局）

- (2) 本市は、専用コールセンター等を設置し、国から提供された Q&A 等も踏まえ、市民等の相談に対応する。

また、人権擁護委員による特設人権相談を実施し、人権に関する困りごとについて市民が相談できる機会を提供する。

なお、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、関係各局で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。（文化市民局、保健福祉局、関係各局）

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

本市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える要因となる等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。併せて、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、科学的根拠が不確かな情報や偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（総合企画局、文化市民局、保健福祉局、関係各局）

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、本市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいた、きめ細かいリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

本市は、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、国から提供された情報に基づき、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、関係機関を含む市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

(1) 本市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、引き続き、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

第3部第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（対応期）

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

（総合企画局、産業観光局、保健福祉局、関係各局）

- (2) 本市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて、関係省庁、地方公共団体、指定（地方）公共機関の情報等について総覧できるウェブページを本市ホームページ上で運営する。（行財政局、保健福祉局）

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 本市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、国による SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づく市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを行うよう努める。（保健福祉局）
- (2) 本市は、国から提供された Q&A 等も踏まえ、コールセンター等の体制を強化する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民や事業者等の関心事項等を整理し、関係各局で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。（保健福祉局、関係各局）
- (3) 本市は、専用コールセンター等を継続する。また、人権擁護委員による特設人権相談を継続し、人権に関する困りごとについて市民が相談できる機会を提供する。（文化市民局、保健福祉局、関係各局）

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

本市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える要因となる等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。併せて、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、科学的根拠が不確かな情報や偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（総合企画局、文化市民局、保健福祉局、関係各局）

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、本市は、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、本市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、本市が市民等に不要不急の外出や府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明する。

なお、府が府民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、高齢者等外出自粛をすることによってフレイルの進行等の影響が出る場合もあることから、市において一律に市民に要請をするのではなく、その効果を見極めながら慎重に行う。（行財政局、保健福祉局、関係各局）

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明する。（保健福祉局、関係各局）

3-2-2-2. 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり

得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明する。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。（保健福祉局、関係各局）

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。（行財政局、保健福祉局、関係各局）

第5章 水際対策

第1節 準備期

1 目的

国は、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、医療提供体制等の確保等、対応の準備のための時間を確保するため、検査、隔離、停留、宿泊施設等での待機要請や健康監視等の水際対策を講じることとしている。

本市は、国が実施する水際対策に協力し、準備期においては、初動期・対応期にPCR検査等の検査や入院等が円滑に行われるよう、国・府・関係機関との連携・協力体制の構築に努める。

2 所要の対応

1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備

本市は、必要に応じ、国が水際対策関係者に対して行う新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得のための研修等に参加する。（行財政局、保健福祉局、関係各局）

第3部第5章 水際対策（初動期）

第2節 初動期

1 目的

本市は、引き続き、国が実施する水際対策に協力する。

初動期においては、必要に応じた警戒活動や居宅等待機者等に対する健康監視等を実施する。

2 所要の対応

2-1. 健康監視

本市は、国及び府から提供を受けた帰国者等に関する情報を基に、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。（保健福祉局）

第3節 対応期

1 目的

本市は、引き続き、国が実施する水際対策に協力する。

対応期においては、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ適切かつ柔軟に強化又は緩和される国の水際対策の内容に応じた対応を行う。

2 所要の対応

3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

本市は、初動期の対応を継続する。（保健福祉局）

3-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

本市は、初動期の対応を継続しつつ、国がリスク評価の結果に基づき、国内外の感染状況、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等を踏まえた上で実施する水際対策の内容に応じた対応を行う。（保健福祉局）

3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

本市は、初動期の対応を継続しつつ、国がワクチンや治療薬の開発・普及状況等に応じて変更する水際対策の内容に応じた対応を行う。（保健福祉局）

3-4. 水際対策の変更の方針の公表

国が水際対策の強化・緩和又は中止を行うに当たって、その方針について国内外に公表するとともに、本市に対して必要な対応を依頼した場合には、本市はこれに対応する。（保健福祉局）

第6章 まん延防止

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

(1) 本市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策において想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。（保健福祉局）

(2) 本市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（保健福祉局、教育委員会、関係各局）

(3) 本市は、府と連携し、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

なお、高齢者等外出自粛をすることによってフレイルの進行等の影響が出る場合もあることから、その効果を見極めながら慎重に行う。（保健福祉局、関係各局）

(4) 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。本市は、府と連携し、その運行に当たっての留意点等について、国の調査研究の結果も踏まえ、指定（地方）公共機関に周知する。（保健福祉局、交通局）

(5) 本市は、平時からまん延防止対策への理解促進を図るため、市内の学

校等に対して、学内広報等による事前の啓発を行うよう要請する。（総合企画局、保健福祉局、教育委員会）

- (6) 本市は、観光客の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時における観光客への正確な情報の提供に努めるなど、府と連携し、取組を進める。（産業観光局）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2 所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

- (1) 本市は、国及び府と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

また、本市は、国及び府と相互に連携し、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、これを有効に活用する。なお、高齢者等外出自粛をすることによってフレイルの進行等の影響が出る場合もあることから、その効果を見極めながら慎重に行う。（保健福祉局）

- (2) 本市は、国や府、JIHS から感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等に関する情報やリスク評価に基づく情報の提供があったときは、まん延防止対策に活用する。（保健福祉局）
- (3) 本市は、国及び府からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（関係各局）
- (4) 本市は、社会福祉施設等に対して、有症状者の報告の依頼を強化する。（保健福祉局）
- (5) 本市は、市民等に対し、新型インフルエンザ等発生地域への渡航時の注意事項や感染予防策を周知する。（保健福祉局）
- (6) 本市は、本市を訪れる修学旅行生や観光客と市民等の双方の安心・安全を確保するため、国及び府、関係団体等と連携して、感染症に関する基本的な情報や感染対策等について情報提供するとともに、必要に応じて、専用相談窓口の設置や修学旅行生の帰宅支援等の実施を検討する。（産業観光局、保健福祉局）

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講じることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や市民の社会経済活動への影響の軽減を図る。

なお、感染拡大の防止には、生活圏・経済圏を一体とする近隣府県市が連携して取り組むことが重要であることから、関西広域連合等を通じて情報共有を行うとともに、まん延防止対策の実施に当たっては近隣府県市との連携を図る。

2 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。国・府及びJIHSによる情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状、変異の状況、感染状況及び国民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講じる。なお、まん延防止対策を講じるに際しては、市民生活や市民の社会経済活動への影響も十分考慮する。

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

本市は、国と連携し、市内の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。（保健福祉局）

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の市民に対する基本的な感染対策に係る要請等

本市は、国及び府と連携し、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。（行財政局、保健福祉局、関係各局）

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請等

3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

本市は、府と連携して、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。（保健福祉局、教育委員会、関係各局）

3-1-3-2. まん延の防止のための措置の要請

本市は、府と連携して、必要に応じて、上記 3-1-3-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講じることを要請する。（保健福祉局、関係各局）

3-1-3-3. その他の事業者に対する要請

(1) 本市は、府と連携して、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。

また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。（産業観光局、保健福祉局、関係各局）

(2) 本市は、国及び府からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

なお感染対策については、国による感染症の特徴や病原体の性状、流行状況や医療提供体制の状況等に基づくリスク評価等を踏まえ、基本的人権を尊重し、適切かつ柔軟に緩和を検討する。（保健福祉局、子ども若者はぐくみ局、関係各局）

(3) 本市は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。（行財政局、保健福祉局、関係各局）

- (4) 本市は、本市を訪れる修学旅行生や観光客と市民等の双方の安心・安全を確保するため、国及び府、関係団体等と連携して、感染症に関する基本的な情報や感染対策等について情報提供するとともに、必要に応じて、専用相談窓口の設置や修学旅行生の帰宅支援等を実施する。（産業観光局、保健福祉局）

3-1-3-4. 学級閉鎖・休校等の要請

本市は、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

また、本市は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。（総合企画局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局、教育委員会）

3-1-4. 公共交通機関に対する要請

本市は、国及び府の要請を受けて、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講じるよう要請する。（保健福祉局、交通局）

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

本市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する国民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講じる。

このため、本市は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請について、府に対して要請するとともに、府と協力して上記3-1に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講じる。（行財政局、保健福祉局）

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり、政府行動計画において病原体の性状等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方が示されており、有事には、病原体の性状、臨床像に関する情報等に基づく国及びJIHSによる分

第3部第6章 まん延防止（対応期）

析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。（行財政局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局、教育委員会）

3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記 3-2-1 と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用に係る府への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を講じる。（行財政局、保健福祉局）

3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記 3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に係る府への要請を検討する。（行財政局、保健福祉局）

3-2-2-3. 病原性が低くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記 3-1 に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画等に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

上記の対策を行ってもなお、市内の医療提供体制にひっ迫のおそれが生じた場合等については、本市はさらなる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、府に対して支援要請を検討する。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に係る府への要請を検討する。（行財政局、保健福祉局）

3-2-2-4. 子どもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講じる。

また、子どもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記 3-1-3-4 の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講じることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。（保健福祉局、子ども若者はぐくみ局、教育委員会）

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

本市は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記 3-1 に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記 3-2-2 に記載した考え方に基づき対策を講じる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う府民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。（保健福祉局）

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

本市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じて、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。（保健福祉局）

3-3. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の要請

- (1) 市内の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の公示を国に対して要請するよう、府に働きかけるか検討する。（行財政局、保健福祉局）
- (2) 本市は、国による緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、本市対策本部を設置する（法定設置）。本市は、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。（行財政局、保健福祉局）

第7章 ワクチン

第1節 準備期

1 目的

国は、新型インフルエンザ等の発生時に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを速やかに開発・製造し、必要量を迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めることとしている。

本市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するための体制の整備等について、国や府のほか、医療機関や事業者等とともに、平時から必要な準備を行う。

2 所要の対応

1-1. 研究開発

1-1-1. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

本市は、大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、大学等の研究機関を支援する。また本市は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。
(保健福祉局)

1-2. ワクチンの接種に必要な資材

本市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行う。(保健福祉局)

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿	☐ マスク
☐ トレイ	☐ フェイスシールド
☐ 体温計	☐ 使い捨て手袋（S・M・L）
☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器	☐ 使い捨て舌圧子
☐ 手指消毒剤	☐ 止血用絆創膏
☐ 車椅子	☐ 膿盆
☐ 救急用品	☐ 聴診器

接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 酸素ボンベ ・ A E D ・ ベッド	☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ パーテーション ☐ 時計 ☐ P C ☐ プリンター ☐ Wi-Fi ☐ ビブス ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

1-3. ワクチンの供給体制

本市は、新型インフルエンザ等の発生時に、ワクチンの速やかな流通を可能とする体制を府及び医師会等と協議し、必要な準備を行う。（保健福祉局）

1-4. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に、臨時に行われる予防接種である。

特定接種の対象となり得る者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者及び国家公務員・地方公務員の一部である。（保健福祉局）

1-4-1. 登録事業者の登録に係る周知

国は、特定接種について、基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理するデータベースへの登録を進めるため、特定接種に係る

第3部第7章 ワクチン（準備期）

接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこととしており、本市は、必要に応じて、これに協力する。（保健福祉局）

1-4-2. 登録事業者の登録

国は、関係省庁を通じて、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することとしており、本市は、必要に応じて、これに協力する。（保健福祉局）

1-5. 接種体制の構築

1-5-1. 接種体制

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種場所や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理することとしている。また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行うこととしている。

本市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、場所、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。（保健福祉局）

1-5-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、本市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（保健福祉局）

1-5-3. 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、予防接種の対象者及び期間を定めるとともに、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理することとなっている。

本市は、国の整理を踏まえ、市内の診療所や病院等の医療機関における個

別接種を基本としつつ、必要に応じて、医療機関以外の施設において、集団接種を実施する接種体制を構築し、迅速な予防接種等を実現するため、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり準備を行う。（保健福祉局）

- （ア） 本市は、国等の協力を得ながら、本市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- （イ） 本市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市域以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- （ウ） 本市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-6. 情報提供・共有

本市は、府と連携して、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

また、状況に応じ、コールセンターの開設を準備する。（保健福祉局）

1-7. DX の推進

国は、以下の(1)から(3)までの基盤整備等を行うこととしており、本市は、必要に応じて、これに協力する。（保健福祉局）

- (1) スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化を進め、新型インフルエンザ等が発生し、市町村又は都道府県が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行う。
- (2) 情報の流出の防止その他の国民等のプライバシー情報の管理を徹底した上で、予防接種の接種記録等及び副反応疑い報告が格納された予防接種データベースと匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）等の連結解析を推進し、ワクチンの有効性及び安全性の向上を図るための研究等に利用可能な基盤の整備を行う。
- (3) 一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムが稼働できるよう整備を行うほか、地方公共団体から得られる

第3部第7章 ワクチン（準備期）

予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤を整備する。

第2節 初動期

1 目的

初動期においては、準備期に計画した接種体制を速やかに構築し、予防接種の実施につなげる。

2 所要の対応

2-1. 接種体制の構築

2-1-1. 接種体制

本市は、接種場所や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（保健福祉局）

2-1-2. 特定接種

本市は、本市職員を対象として実施する特定接種においては、本市保健所での実施を原則として、接種体制を構築する。また、必要に応じて、医師会等の協力を得て、医療従事者等の確保を行う。（保健福祉局）

2-1-3. 住民接種

- (1) 本市は、接種を速やかに開始できるよう、接種予定者数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約方法について検討するとともに、接種に必要な資材の確保に向けた調整を開始する。（保健福祉局）
- (2) 接種の準備に当たっては、大幅な業務量となることから、保健福祉局以外を含めた、全庁的な実施体制の確保を行う。（行財政局、保健福祉局）
- (3) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、外部委託できる業務については、積極的に外部委託を行うなど、業務負担の軽減策も検討する。（行財政局、保健福祉局）
- (4) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、本市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。（保健福祉局）
- (5) 本市は、医師会等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。なお、確保に当たっては、接種実施医療機関への支援策も必要に応じて検討する。また、必要に応じ、医療機関以外の施設における集団接種の実施についても協議を行う。（保健福祉局）
- (6) 本市は、高齢者施設等に入所中で接種実施医療機関等での接種が困難な方や、遠方のため接種実施医療機関等への移動が困難な方について

第3部第7章 ワクチン（初動期）

も、円滑に接種を受けられるよう、関係団体等と連携し、接種体制の検討を行う。

また、乳幼児や子どもへ円滑に接種を実施するための環境整備の検討を行う。（保健福祉局）

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

本市は、集団接種を実施する場合は、第7章第1節 1-2 において必要と判断した資材について、適切に確保する。（保健福祉局）

第3節 対応期

1 目的

対応期においては、引き続きワクチンの接種を実施するとともに、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえて関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 本市は、国からの要請を受け、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、ワクチン等の供給の偏在が生じないように、必要に応じて関係者間の調整を行い、市民の接種の機会を確保する。（保健福祉局）

3-2. 接種体制

- (1) 本市は、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（保健福祉局）
- (2) 本市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。（保健福祉局）

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、本市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（保健福祉局）

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

本市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（保健福祉局）

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- (1) 本市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（保健福祉局）
- (2) 接種場所や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

また、状況に応じて、コールセンターを開設する。なお、開設に当たっては、問合せが多くなることを踏まえ、十分な回線数の確保等を行う。（保健福祉局）

3-2-2-3. 接種体制の拡充

本市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて市庁舎や民間施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

また、国が職域接種を行うことを決定した場合において、必要に応じて本市は事業者等が円滑に接種を行うための支援を行う。（行財政局、保健福祉局、関係各局）

3-2-2-4. 接種環境の整備

本市は、高齢者施設等の入所者等の接種実施医療機関等での接種が困難な方や、遠方のため接種実施医療機関等への移動が困難な方についても、円滑に接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を確保する。

また、乳幼児や子どもへ円滑に接種を実施するために必要な環境整備を行う。（保健福祉局、関係各局）

3-2-2-5. 接種記録の管理

本市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（保健福祉局）

3-3. 副反応疑い報告等

3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

本市は、ワクチンの安全性に係る情報の収集に努め、予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見や海外の動向等の情報が国

から提供された場合には、市民への適切な情報提供・共有を行う。（保健福祉局）

3-3-2. 健康被害に対する速やかな救済

国は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底するとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組むこととしており、本市は、これに協力する。（保健福祉局）

3-4. 情報提供・共有

- (1) 本市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取り方がなされ得る情報への対応を行う。

また、基本的人権の尊重の観点から、接種の有無にかかわらず、差別的な扱いをしてはならないことについて、市民・事業者等に広く周知を図る。（保健福祉局）

- (2) 本市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、接種場所、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民等への周知・共有を行う。（保健福祉局）

第8章 医療

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び保健医療計画に基づき府と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、府は、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

本市は、府と連携し、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、連携協議会等を通じて、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

2 所要の対応

1-1. 基本的な医療提供体制

府は、新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、本市や管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、施設や関係者を有機的に連携させることにより、府民等に対して必要な医療を提供する。

本市は、下記 1-1-1 の相談センターを開設する役割を担う。府が有事に本市を含む府内の入院調整を一元的に行うセンター等を設置することも想定し、搬送等必要な体制を整備する。（保健福祉局）

1-1-1. 相談センターの整備

本市は、国の動向を踏まえ、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。設置に当たっては、府と連携し、府市共同の相談センターとすることを検討する。

感染症法に基づく医療措置協定で確保する医療体制が整うまでは受入医療機関が限られるため、保健所を中心に受診相談に対応する必要があることを踏まえて速やかに職員による 24 時間の相談体制を整備する。

また、本格的な感染症有事体制への移行（京都市保健所感染症対策本部設置）に先んじて相談センター設置等の体制構築が必要になることを想定し、電話回線等を確保するとともに、府と相談窓口一元化を見据えた医療機関や住民からの各種問合せに対応するための F A Q を策定しておく。（保健福祉局）

1-1-2. 感染症指定医療機関

新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、本市の感染症医療の中核を担う感染症指定医療機関が中心となって対応する。本市は、感染症指定医療機関である京都府立医科大学附属病院及び京都市立病院で、新型インフルエンザ等の患者を受け入れるための訓練等を通して平時から医療体制等を確認する。（保健福祉局）

1-1-3. 協定締結医療機関

新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後は、病床確保に関する協定を締結した医療機関は、予防計画等を踏まえ、府からの要請を受けて、協定に定めた医療提供を実施することとなる。

本市は、府が行う協定締結医療機関等への要請に協力するとともに、必要に応じて、府に対して要請を求める。（保健福祉局）

1-2. 予防計画及び保健医療計画に基づく医療提供体制の整備

府は、平時から、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行うこととしており、本市は府と連携して、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について事前に調整を行う。調整に当たっては、外国人旅行者や修学旅行生への対応も必要であることに留意する。（産業観光局、保健福祉局）

1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

本市は、医療機関等と連携して、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練等を行う。（保健福祉局、関係各局）

1-4. 京都府感染症対策連携協議会の活用等

府は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び保健医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入院までの流れ、入院調整の方法、電話・オンライン診療など自宅療養者への対応、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行うこととしている。本市は医療提供体制等の整理について、府に協力する。（保

健福祉局）

1-5. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

本市は、府と連携して、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた病床の確保や、関係機関との連携等の体制確保を行う。また、特にクラスターを起こしやすく、重症化しやすい入所者等がいる高齢者施設・障害者施設等との医療連携体制について検討を行う。（保健福祉局）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、府と連携して適切な医療提供体制を確保する。

このため、本市は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前から感染症に係る情報収集・分析を行うとともに、国から提供・共有される情報も参考に、府や医療機関・関係団体等と連携して、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備する。

また、本市は、医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、医療機関や市民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

2 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

本市は、府と連携し、国や JIHS から提供された情報を医療機関や高齢者施設、消防機関等に周知する。（保健福祉局、消防局、関係各局）

2-2. 医療提供体制の確保等

(1) 本市は、感染症指定医療機関に対して感染症患者の受入体制の確保を要請し、感染症指定医療機関は迅速に受入体制を整える。

また、本市は、府や医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会等で整理した相談・受診から入院までの流れを迅速に整備する。（保健福祉局、消防局）

(2) 本市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。（保健福祉局）

(3) 本市は、国からの要請を受けて、府と連携し、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査等措置協定締結機関等における検査体制を速やかに整備する。（保健福祉局）

2-3. 相談センターでの対応

- (1) 本市は、国からの要請を受けて、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診等につなげる相談センターの対応を整備する。整備に当たっては、府と連携し、府市共同の相談センターとすることを検討するとともに、業務の効率化のため、適時外部委託を行うことについて検討する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、症例定義に該当する有症状者等は相談センターに相談するよう、市民等に周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。（保健福祉局）
- (3) 本市は、府や関係機関と連携し、感染症指定医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるよう要請する。（保健福祉局）
- (4) 本市は、状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、相談センターの対応人数等を調整する。（保健福祉局）

2-4. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制

本市は、府と連携して、準備期で整備した医療提供体制を活用し、特に配慮が必要な患者の受け入れについて各医療機関に協力要請を行う。（保健福祉局）

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、府と連携して、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

そのため、本市は、初動期に引き続き、国から提供・共有される情報を参考に、病原性や感染性等に応じて変化する市内の実情に応じて、府や医療機関・関係団体等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

また、本市は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等、準備期に整備される体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも、府や医療機関・関係団体等と連携し、機動的かつ柔軟に対応する。

2 所要の対応

3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- (1) 本市は、府内の医療資源を効率的・効果的に運用するため、府と連携して、センター等の設置・運営などの本市を含む府内の入院調整の一元化について検討する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、国や府、JIHS から提供された情報等を医療機関や消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、市内の感染状況や医療提供状況等を踏まえ、府と連携して段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への患者の振り分けの調整を行う。（保健福祉局、関係各局）
- (3) 本市は、協定締結している民間移送事業者等を活用して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、市民等に対し、救急車両の適正利用について周知する。（保健福祉局、消防局）

3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1. 流行初期

3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- (1) 市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請する。届出に当たっては、電磁的方法により行うよう周知を

図る。（保健福祉局）

- (2) 本市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。（保健福祉局）

3-2-1-2. 相談センターの強化

- (1) 本市は、国からの要請を受けて、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む。）を受ける相談センターの強化を行う。（保健福祉局）
- (2) 本市は、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて発熱外来を受診するよう、市民等に周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。（保健福祉局）

3-2-2. 流行初期以降

3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- (1) 本市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、府と連携して迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、その時点における国のリスク評価や市内の感染状況を踏まえ、基礎疾患を持つ患者等重症化する可能性が高い患者の優先的な入院や患者の病状に応じた入院の体制を調整するとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、回復者（新型インフルエンザ等の患者ではないが引き続き入院による加療が必要な者をいう。以下同じ。）について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を促進する。（保健福祉局）
- (3) 本市は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う必要な体制を確保する。（保健福祉局）

3-2-2-2. 相談センターの強化

上記 3-2-1-2 の取組を継続して行う。（保健福祉局）

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

本市は、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合に国が示す、基本的な感染対策に移行する方針に従い、府と連携して、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。また、移行することを市民等に周知する。（保健福祉局）

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。国による有効な治療薬の確保及び治療法の確立が速やかに行われ、全国的に普及することが重要である。

本市は、国が行う、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに治療薬及び治療法を提供するための準備に、積極的に協力する。

2 所要の対応

1-1. 治療薬・治療法の研究開発の推進

国及び JIHS は、大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行うこととしており、本市は、必要に応じ、国及び府と連携して、大学等の研究機関に協力する。

また、本市は、必要に応じ、国及び府と連携して、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化に協力する。（保健福祉局）

1-2. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況の確認

国及び府が作成した備蓄方針や府の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を確認する。（保健福祉局）

第2節 初動期

1 目的

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、速やかに有効な治療薬の開発、承認、確保及び供給を行うとともに、治療法の確立と、全国的な普及を目指した対応を行うこととしており、本市は、これに協力する。

2 所要の対応

2-1. 医療機関等への情報提供・共有

本市は、府と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等が、国及び JIHS が示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に迅速に情報提供・共有する。（保健福祉局）

2-2. 治療薬の流通管理及び適正使用

本市は、国及び府と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通について周知を徹底する。（保健福祉局）

2-3. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

- (1) 本市は、国及び府と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なく曝露^{ばくろ}した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、国内での感染拡大に備え、国及び府と連携し、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（保健福祉局）

第3節 対応期

1 目的

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を開発し、承認及び確保するとともに、治療法を確立し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行うこととしており、本市は、これに協力する。

2 所要の対応

3-1. 医療機関等への情報提供・共有

本市は、引き続き、府と連携し、国及び JIHS から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針を、医療機関や市民等に迅速に情報提供・共有する。（保健福祉局）

3-2. 治療薬の流通管理及び適正使用

本市は、引き続き、国及び府と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、それらの流通状況を精査し、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通について周知を徹底する。（保健福祉局）

3-3. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

本市は、国及び府と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう依頼する。（保健福祉局）

第10章 検査

第1節 準備期

1 目的

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。

感染症の診断に使われる検査には、PCR 検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査のほか様々な検査があるが、本章においては、これまでの新型インフルエンザ等の発生時に診断に用いられてきた、PCR 検査等や病原体の抗原を確認する検査を念頭に置いて対策を記載する。

新型インフルエンザ等の発生時には、その病原体の検出手法を速やかに開発するとともに、診断に有用な検体採取の部位や採取方法を定め、患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する必要があるとともに、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められる。そのため、実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要であり、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。

準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に予防計画に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。また、検査体制の整備においては、国、JIHS、府の保健環境研究所等のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、迅速に検査体制を構築するための準備を行う。

2 所要の対応

1-1. 検査体制の整備

- (1) 本市は、国及び府と連携し、予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための準備を行う。また、検査実施機関に対し、精度管理を行うための体制を整えるよう要請する。（保健福祉局）
- (2) 衛生環境研究所は、新型インフルエンザ等の発生に備えて平時から体制構築を図るため、検査機器の整備や試薬の確保、検査部門の人員確保、JIHS や地方衛生研究所等のネットワークを活用した専門的人材の育成のほか、集団感染発生時等に対応可能な検査法の構築や訓練の実施など、平

第3部第10章 検査（準備期）

時から病原体の検査体制の強化を計画的に進めていくとともに、試験・検査等の業務を通じて平時から JIHS との連携を深め、検査精度等の検証を迅速に行う体制を確立する。（保健福祉局）

(3) 本市は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。（保健福祉局）

(4) 本市は、有事に速やかに検査体制を整備するため、衛生環境研究所と、民間検査機関、医療機関等の役割分担を平時から確認するとともに、検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて準備を進める。

また、本市は、平時から、大学病院の検査部等の協力を得ておくなど、有事に備えた検査体制の拡充に努める。（保健福祉局）

(5) 本市は、予防計画に基づき、衛生環境研究所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。（保健福祉局）

1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化

(1) 本市は、予防計画に基づき、衛生環境研究所及び検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、定期的に確認を行う。また、本市は、衛生環境研究所及び検査等措置協定締結機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の運搬が滞りなく実施可能か確認する。（保健福祉局）

(2) 衛生環境研究所及び検査等措置協定締結機関等は、国や府が実施する訓練等を通じて、検査体制の維持に努める。（保健福祉局）

1-3. 研究開発についての協力

本市は、府と連携し、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。（保健福祉局）

1-4. 検査実施状況等の把握体制の確保

本市は、民間の検査等措置協定を締結した機関に対し、検査実施機関名、検査実施可能数、検査実施数・検査結果（陽性数等）等の情報を効率

的に収集し、市内の状況を把握することに努め、国が整備する仕組み等を活用し、電磁的な方法を活用して収集・報告を行う。（保健福祉局）

第3部第10章 検査（初動期）

第2節 初動期

1 目的

国内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

2 所要の対応

2-1. 検査体制の整備

- (1) 本市は、国からの要請を受けて、予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、衛生環境研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、予防計画に基づき、衛生環境研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。（保健福祉局）
- (3) 本市は、市内での新型インフルエンザ等の発生時に検体や病原体の迅速な搬送が実施できるよう、必要に応じて運送事業者等と協定等を締結するとともに、協力事業者の拡大の必要性について判断する。（保健福祉局）
- (4) 本市は、幅広く新型インフルエンザ等に関する情報の収集を行い、入手した情報を基に検査体制の拡充を検討する。（保健福祉局）

2-2. 検査体制の立ち上げと維持

- (1) 本市は、新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者から相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の動線を踏まえて検査体制を構築する。
また、本市は、初動期における検査需要に対応可能な検査実施能力を順次確保する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、検査等措置協定機関を含む検査実施機関の検査実施能力を把握するとともに、民間検査機関や医療機関に対して検査が出来る体制が確保できるよう情報提供する等、検査実施能力を強化し、感染拡大時の検査需要に対応できるよう努める。（保健福祉局）

2-3. 検査方法の精度管理、妥当性の評価

- (1) 本市は、衛生環境研究所等と連携し、病原体の適正な管理や検査の精度管理の推進により、病原体検査の信頼性を確保するよう努める。（保健福祉局）
- (2) 本市は、検査実施機関等の検査能力及び精度管理の向上に向け、検査実施機関等に対して情報提供する。（保健福祉局）

2-4. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

本市は、府と連携し、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。（保健福祉局）

2-5. リスク評価に基づく検査実施等

本市は、国が感染症の特徴や病原体の性状、流行状況や医療提供体制の状況等に基づきリスク評価を実施し、決定した検査実施の方針を踏まえて対応するとともに、検査実施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。（保健福祉局）

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

2 所要の対応

3-1. 検査体制の拡充

- (1) 本市は、引き続き、予防計画に基づき、衛生環境研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、市内の検査需要への対応能力を向上するため、検査等措置協定締結機関以外の検査機関等に協力を要請する等、検査需要に対応できる検査体制を構築する。（保健福祉局）

3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

本市は、引き続き、府と連携し、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。（保健福祉局）

3-3. リスク評価に基づく検査実施等

本市は、国が感染症の特徴や病原体の性状、流行状況や医療提供体制の状況等に基づきリスク評価を実施し、段階的に見直す検査実施の方針を踏まえて対応するとともに、検査実施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。（保健福祉局）

第11章 保健

第1節 準備期

1 目的

感染症有事には、保健所は地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、衛生環境研究所は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

本市は、有事に保健所や衛生環境研究所がその役割を果たすことができるよう、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築するとともに、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等の準備を行う。

準備に当たっては、本庁、保健所、衛生環境研究所、府や関係する市町村等における役割分担を明確にした上で、必要に応じて相互に応援を行うなど、それらが緊密に連携すべきことに留意する。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

2 所要の対応

1-1. 人材の確保

- (1) 本市は、流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT 要員、外部民間人材の活用等により、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、有事の際に必要な検査体制に速やかに移行できるよう、衛生環境研究所の計画的な人員配置を行う。必要な人員配置に当たっては、検査を実施する技術職員のみならず、応援職員、情報収集・解析を行う人材等を含め検討する。（保健福祉局）

1-1-1. 外部の専門職（IHEAT 等）等の活用

本市は、IHEAT の運用の主体として、地域における外部の専門職や保健所を退職した者等の行政機関の勤務経験者等の IHEAT 要員の募集や確保、名簿管理、研修を行う。また、所属先がある IHEAT 要員については支援が円滑

に実施されるよう所属機関との調整等を行う。（保健福祉局）

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- (1) 本市は、国の要請を受けて、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）の状況を毎年度確認する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、衛生環境研究所及び検査等措置協定を締結している民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。（保健福祉局）
- (3) 本市は、保健所及び衛生環境研究所等において優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で、業務継続計画を策定する。

策定に当たっては、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、ICTや外部委託の活用等による業務の効率化を検討する。（保健福祉局）

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

- (1) 本市は、国からの要請を受けて、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT要員を含む。）、衛生環境研究所職員等を対象とした研修・訓練を年1回以上実施する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や府の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や衛生環境研究所等の人材育成に努める。また、保健所や衛生環境研究所等を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。（保健福祉局）
- (3) 本市は、保健所や衛生環境研究所等に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。（行財政局、保健福祉局）

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、連携協議会等を活用し、平時から保健所や衛生環境研究所等のみならず、関係する府や市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健

所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、本市は、府と連携して予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、本市が作成する市町村行動計画、府が作成する保健医療計画、並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び衛生環境研究所が作成する健康危機対処計画との整合性の確保を図る。

また、有事に、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、本市は、府が協定を締結した民間宿泊事業者や他の市町村等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。（保健福祉局）

1-4. 保健所及び衛生環境研究所等の体制整備

(1) 本市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や衛生環境研究所等における人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講じる。その際には、ICT や外部委託を活用しつつ、患者の健康観察を行うフォローアップセンターを設置する等、職員等の業務負担を軽減させる体制を検討する。（保健福祉局）

(2) 本市は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT 活用等による業務の効率化、地域の関係団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。

また、訓練の結果を踏まえて健康危機対処計画の見直しを行うとともに、保健所の感染症有事体制を構成する人員については、平時から対象人員を作成し、毎年、見直しを行う。（保健福祉局）

(3) 衛生環境研究所は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS 等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間においても適切な対応を行う体制の整備等を図る。（保健福祉局）

(4) 衛生環境研究所は、迅速な検査及び疫学情報の収集や分析機能の維持・

第3部第11章 保健（準備期）

強化を図るため、国が JIHS と連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び府と協力して検査体制の維持に努める。（保健福祉局）

- (5) 保健所及び衛生環境研究所は、平時から府や関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。（保健福祉局）
- (6) 本市は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。（保健福祉局）
- (7) 本市は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。（保健福祉局）
- (8) 本市は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。（産業観光局、保健福祉局）
- (9) 本市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（保健福祉局）

1-5. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- (1) 国は、平時から JIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、都道府県等に提供することとしており、本市は、府と連携し、国から提供された情報や媒体を活用しながら、市民等に対して情報提供・共有を行う。
また、市民等への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置を始めとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有体制を構築できるようにする。（総合企画局、行財政局、保健福祉局）
- (2) 本市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、

更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。（総合企画局、行財政局、保健福祉局）

- (3) 本市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える要因となる等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。（総合企画局、文化市民局、保健福祉局、関係各局）
- (4) 本市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。（保健福祉局）
- (5) 本市は、衛生環境研究所等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。（保健福祉局）

1-6. 社会福祉施設等における感染対策

本市は、高齢者・障害者施設等、感染症の重症化リスクが高いと考えられる者が多く入所等している施設等の感染対策について研修会等を実施し、平時から施設職員等が対応できる体制を整備する。（保健福祉局）

第2節 初動期

1 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、迅速に有事体制への移行準備を進めることが重要である。

予防計画並びに保健所及び衛生環境研究所が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び衛生環境研究所等が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民等に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

- (1) 本市は、国からの要請や助言を受けて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）及び衛生環境研究所等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（オ）までの対応に係る準備を進める。（保健福祉局）

ア 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

イ 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握

ウ IHEAT要員に対する市域内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請

エ 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化

オ 衛生環境研究所、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備

- (2) 本市は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び衛生環境研究所等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、本庁等からの応援職員の派遣、府や市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等の確保に向けた準備を進める。（保健福祉局）

- (3) 本市は、健康危機対処計画に基づき、感染症有事体制を構成する人員

の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。（保健福祉局）

- (4) 本市は、JIHS による衛生環境研究所等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下 2-2 に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。（保健福祉局）
- (5) 衛生環境研究所は、健康危機対処計画に基づき、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS 等と連携して感染症の情報収集に努める。（保健福祉局）
- (6) 本市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（保健福祉局）
- (7) 本市は空港や港が所在していないが、発生国等又はその一部地域からの入国者に対する健康観察を実施する可能性があることも想定し、感染症有事体制への移行準備を進める。（保健福祉局）
- (8) 本市は、有事体制への移行準備を進めるため、準備期において確認した以下の項目を改めて確認する。（保健福祉局）

（確認項目の例）

ア 業務継続計画の内容及び業務継続計画に記載されている、有事において縮小・延期することを検討することとされている業務

イ 連携協議会等において協議・整理を行った以下の項目

（ア）入院調整の方法

（イ）保健所体制

（ウ）検査体制・方針

（エ）移送・搬送・救急体制（消防との連携）

ウ 各業務（健康観察・相談対応・検査等）の実施体制の構築手順（一元化や外部委託の手順等を含む）

2-2. 市民等への情報提供・共有の開始

- (1) 本市は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診等につながるよう周知する。

相談センターの設置に当たっては、府と連携し、府市共同でワンストップの相談センターとすることを検討する。（保健福祉局）

- (2) 本市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。（総合企画局、行財政局、保健福祉局）

2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で感染が確認された場合の対応

本市は、政府行動計画第3部第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。（保健福祉局）

- (1) 本市は、国からの通知があった時は、速やかに管内の医療機関に対して、暫定症例定義に該当する患者を診察した場合は疑似症の届出を行うよう通知する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、管内の医療機関からの疑似症の届出により、疑似症患者を把握した時は、直ちに国に報告するとともに、当該医療機関への検体提出の要請あるいは保健所等における検体採取により、検体を確保する。（保健福祉局）
- (3) 本市は、疑似症の届出に関して報告をした際、国からの検体提出の要請があった場合には、それに応じて検体を送付する。（保健福祉局）
- (4) 本市は、疑似症患者を把握した場合、国と連携して、JIHSが示す指針等に基づき、当該患者に対して積極的疫学調査を行う。また、感染が確認された場合の市民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいても、互いに連携して対応するとともに、市民等からのニーズ、リスクの認知とまん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、対応する。（保健福祉局）

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、予防計画並びに保健所及び衛生環境研究所が定める健康危機対処計画や、準備期に整理した府や医療機関等の関係機関、専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び衛生環境研究所等が求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民等の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえた柔軟な対応が可能となるようにする。

2 所要の対応

3-1. 有事体制への移行

- (1) 本市は、本庁等からの応援職員の動員、府や市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、衛生環境研究所等の検査体制を速やかに立ち上げる。（保健福祉局）
- (2) 本市は、IHEAT 要員への支援の要請については、IHEAT 運用支援システム（IHEAT. JP）を用いて行い、要請の際には、IHEAT 要員に対し、支援が必要な期間、活動場所及び業務内容等を提示する。また、IHEAT 要員への支援を行う際に、IHEAT 要員の本業の雇用主等に対し要請に必要な調整を行う。（保健福祉局）
- (3) 本市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（保健福祉局）

3-2. 主な対応業務の実施

本市は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、府や市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下 3-2-1 から 3-2-7 までに記載する感染症対応業務を実施する。

3-2-1. 相談対応

- (1) 本市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につ

なげる。相談センターの運営に当たっては、府と連携し、府市共同の相談センターとすることを検討するとともに、業務効率化のため、適時に外部委託を行うことを検討する。（保健福祉局）

- (2) 本市は、症例定義に該当する有症状者は、まず相談センターに電話により問い合わせること等をインターネット、ポスター、広報等を活用し、市民等に広く周知する。（保健福祉局）

3-2-2. 検査・サーベイランス

- (1) 国は、都道府県等及び JIHS と連携し、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直すこととしており、本市は、国の方針や市内の状況、感染症対策上の必要性、衛生環境研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を勘案して、検査の実施範囲を判断する。（保健福祉局）
- (2) 衛生環境研究所等は、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、衛生環境研究所等は、JIHS との連携や府保健環境研究所等他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHS への市内の感染状況等の情報提供・共有、市内の変異株の状況の分析、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、市内におけるサーベイランス機能を発揮する。（保健福祉局）
- (3) 本市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、市内の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。（保健福祉局）
- (4) 本市は、流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで）において、以下のアからウまでに記載する対応により検査体制の立ち上げを行う。（保健福祉局）
- ア 国が決定した検査実施の方針や、市内の状況等を踏まえるとともに、予防計画に基づき検査体制を拡充するため、衛生環境研究所や検査等措置協定締結機関等における検査実施可能数、検査実施数等の状況を把握する。
- イ 市内の検査需要への対応能力を向上するため、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関等に協力を要請し、検査需要に対応できる検査体制を構築する。
- ウ 流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後

おおむね1か月以降）において、安定的な検査・サーベイランス機能の確保のため、病原体の特徴や性状、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、市内の状況に応じて検査体制を見直す。

3-2-3. 積極的疫学調査

- (1) 本市は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。（保健福祉局）
- (2) 本市は、積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、必要に応じて、JIHS に対して実施疫学の専門家等の派遣を要請する。（保健福祉局）
- (3) 本市は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、保健所における業務負荷等を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、市内の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。（保健福祉局）

3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- (1) 本市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状等が明らかでない場合は、本市は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及び JIHS へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。（保健福祉局）
- (2) 本市は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、本市を含む府内の入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、府と連携して、府内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門を適時に設置し、府内の入院調整の一元化を行う。入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことに

より、保健所の業務負荷軽減を図る。（保健福祉局）

3-2-5. 健康観察及び生活支援

- (1) 本市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。（保健福祉局）
- (2) 本市は、必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を府や関係市町村等と共有し、府や関係市町村等と協力して、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の貸与又は支給に努める。（保健福祉局）
- (3) 本市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。（保健福祉局）

3-2-6. 健康監視

本市は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。（保健福祉局）

3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- (1) 本市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。（総合企画局、行財政局、保健福祉局）
- (2) 本市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。（総合企画局、産業観光局、保健福祉局、関係各局）

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

- (1) 本市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び衛生環境研究所等の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。

また、本市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、全庁を挙げた応援体制整備、府や市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。（保健福祉局）

- (2) 本市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や府と連携した業務の一元化・外部委託の活用等により、保健所及び衛生環境研究所等における業務の効率化を推進する。（保健福祉局）
- (3) 本市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して積極的疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。（保健福祉局）
- (4) 本市は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。（保健福祉局）
- (5) 本市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（保健福祉局）

3-3-1-2. 検査体制の拡充

- (1) 本市は、国が感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等に基づき決定した検査実施の方針や市内の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、衛生環境研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。（保健福祉局）
- (2) 衛生環境研究所等は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。（保健福祉局）
- (3) 本市は、感染症の特徴や病原体の性状等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。（保健福祉局）

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- (1) 本市は、引き続き必要に応じて、人員の確保のため、全庁を挙げた応援体制整備、府や市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援

要請等を行う。（保健福祉局）

(2) 本市は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、府と連携した業務の一元化・外部委託の活用等により、業務の効率化を推進する。（保健福祉局）

(3) 本市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、市内の実情や保健所及び衛生環境研究所等の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や衛生環境研究所等の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。（保健福祉局）

(4) 本市は、自宅療養の実施に当たっては、府と協力して、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。（保健福祉局）

3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

(1) 国は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、リスク評価に基づき、段階的に検査実施の方針を見直すとともに、検査体制を見直し、都道府県等に対して方針を示すこととしており、本市は、国や府の方針を踏まえて対応する。（保健福祉局）

(2) 衛生環境研究所等は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、市内の変異株の状況の分析、国及び府、市民等への情報提供・共有等を実施する。（保健福祉局）

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

本市は、国からの要請も踏まえて、市内の実情に応じ、保健所及び衛生環境研究所等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。（行財政局、保健福祉局）

第12章 物資

第1節 準備期

1 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、本市は府と連携して、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

2 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 本市は、市行動計画等に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（保健福祉局、関係各局）

- (2) 本市は、国及び府からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具を確保する。（保健福祉局、消防局）

第3部第12章 物資（対応期）

第2節 初動期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。本市は、感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備を行う。

2 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

本市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。（保健福祉局）

2-2. 物資管理の体制

本市は、備蓄物資の管理と、寄付受納が発生することも考慮し、必要な体制を構築する。（保健福祉局、関係各局）

第3節 対応期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。本市は、初動期に引き続き、必要な感染症対策物資等を確保するとともに、円滑な供給に向けた対応を行う。

2 所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

本市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。（保健福祉局）

3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、近隣の地方公共団体や指定（地方）公共機関等の各関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。（保健福祉局）

3-3. 物資管理の体制

本市は、初動期で構築した物資管理体制を適正に維持・管理する。（保健福祉局）

第13章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。本市は、自ら必要な準備を行いながら、国及び府、関係市町村等と連携し、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

2 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（行財政局、全局区等）

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

本市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（保健福祉局、関係各局）

1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1. 業務継続計画の策定の勧奨

本市は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨する。（保健福祉局）

1-3-2. 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

- (1) 本市は、府と連携し、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。

なお、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合や、保育施設や高齢者施設等が受入縮小等を実施せざるを得なくなった場合は、保護者や家族である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。（保健福祉局、子ども若者はぐくみ局、関係各局）

- (2) 本市は、新型インフルエンザ等の発生時において教育活動を継続するため、オンライン教育を行える環境整備等、体制を確保する。（教育委員会）

1-4. 物資及び資材の備蓄

- (1) 本市は、市行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（全局区等）

- (2) 本市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（行財政局、保健福祉局、関係各局）

1-5. 生活支援を要する者への支援等の準備

本市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続について検討する。（保健福祉局）

1-6. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備構築

本市は、国及び府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（保健福祉局）

第3部第13章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保（初動期）

第2節 初動期

1 目的

本市は、国及び府と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

- (1) 本市は、府と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。（行財政局、産業観光局、保健福祉局、関係各局）
- (2) 本市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。（保健福祉局、関係各局）

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

本市は、府と連携し、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たって買占めを控えるなど、消費者としての適切な行動と呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう売惜しみを行わないなど、適切な販売を行うよう要請する。（文化市民局、関係各局）

2-3. 遺体の火葬・安置

本市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（保健福祉局）

第3節 対応期

1 目的

本市は、府と連携して、準備期での対応を基に、市内の状況を踏まえ、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

本市は、府と連携し、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たって買占めを控えるなど、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、売惜しみを行わないなど、適切な販売を要請する。（文化市民局、関係各局）

3-1-2. 心身への影響に関する施策

本市は、府と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置等により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。（保健福祉局、子ども若者はぐくみ局、関係各局）

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

本市は、府と連携して、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（保健福祉局）

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

本市は、府と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育委員会）

3-1-5. サービス水準に係る市民への周知

本市は、必要に応じて、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時において事業者のサービス水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。（関係各局）

3-1-6. 生活関連物資等の価格の安定等

- (1) 本市は、府と連携し、市民生活及び市民の社会経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たって買占めを控えるなど、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、売惜しみを行わないなど、適切な販売を要請するとともに、必要に応じて、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（文化市民局、関係各局）
- (2) 本市は、府と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じて、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（文化市民局、関係各局）
- (3) 本市は、府と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じる。（文化市民局関係各局）
- (4) 本市は、府と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民の社会経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制法（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる。（文化市民局、関係各局）

3-1-7. 埋葬・火葬の特例等

本市は、第2節（初動期）2-2の対応を継続して行うとともに、国及び府と連携し、必要に応じて以下の(1)から(3)までの対応を行う。

- (1) 本市は、府の要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。（保健福祉局）

第3部第13章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保（対応期）

- (2) 本市は、府の要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（保健福祉局）
- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるため、本市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（保健福祉局）

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等

本市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。（関係各局）

3-2-2. 事業者に対する支援

本市は、府と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じる。（産業観光局、関係各局）

3-2-3. 市民生活及び市民の社会経済活動の安定に関する措置

本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、必要な措置を講じる。

- (1) ごみ収集・処理
一般廃棄物の収集・運搬・処理を適切に実施するため必要な措置（環境政策局）
- (2) 市バス・地下鉄の運行
旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置（交通局）
- (3) 水の供給
水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置（上下水道局）

3-3. 市民生活及び市民の社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 雇用への影響に関する支援

第3部第13章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保（対応期）

本市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、必要な支援を行う。（産業観光局）

3-3-2. 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

本市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民の社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。

なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱^{ぜいじやく}な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。（保健福祉局、関係各局）

用語解説（５０音順）

用語	内容
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症インテリジェンス	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関（りんくう総合医療センターなど国内で 4 か所）」、 「第一種感染症指定医療機関（都道府県で各 1 か所、京都府は府立医科大学附属病院）」及び

用語	内容
	「第二種感染症指定医療機関（二次医療圏で各 1 か所、市内は京都市立病院）」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか 1 つ以上の医療措置を実施する。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
居宅等待機者	検疫法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 16 条の 2 第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長から、一定期間（当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間）、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められている者
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及

用語	内容
	び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。 本市では令和 6 年 3 月に京都市保健所健康危機対処計画（感染症編）、京都市衛生環境研究所健康危機対処計画（感染症編）を策定。

用語	内容
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講じるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
検査等措置協定締結機関	感染症法第 36 条の 6 に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）を指す。
国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7 年 4 月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、運送、通信等に関連する事業者が指定されている。
指定届出機関	感染症法第 14 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、五類感染症のうち厚生労働省令で定める物又は二類感染症、三類感染症、四類感染症もしくは五類感染症の類似物のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと
新型インフルエンザ等感染	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報

用語	内容
症	告に係るものに限る。) 及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症 (全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。) をいう。市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階から本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
迅速検査キット	簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に抗原定性検査が用いられており、PCR 検査や抗原定量検査に比べると、簡易かつ迅速に結果を得ることが可能である。
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症 (全数把握) について患者の発生の届出を行うもの
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
地方衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関 (当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。) をいう。 府内においては、京都市衛生環境研究所及び京都府保健環境研究所が地方衛生研究所に該当する。
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機

用語	内容
	関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法
停留	検疫法第 14 条第 1 項第 2 号及び第 16 条第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間）、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン
保健医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医

用語	内容
	療提供体制の確保を図るための医療計画。府において、健康増進法に定める健康増進計画等と一本化し、保健医療計画として策定
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講じる措置。例えば、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。 リスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
流行初期医療確保措置	感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称

用語	内容
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）の略。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組
ICT	Information and Communication Technology の略。情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI 等が含まれる。
IHEAT 要員	地域保健法第 21 条に規定する業務支援員 「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction）の略。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。